

滋賀県立大学環境科学部
日本地形学連合総務主幹

倉茂好匡

助日本学会事務センターが放漫経営の結果、債務超過に陥り、破産宣告を受けたことは記憶に新しい。なぜ、理事、監事は経営破綻に気がつかなかったのか。破産の顛末について、同センター破産被害学会連絡協議会で事務局長を務めた倉茂好匡氏（滋賀県立大学環境科学部教授）に詳細なレポートをいただいた。（編集部）

1 はじめに

2004年8月、文部科学省所管の助日本学会事務センター（以下、学会センターと略す）が破産した。学会センターに学会事務委託をしていた学協会は約300におよび、その多くは徴収した会費や資金を学会センターに預けていた。この「預け金」（学会センターからみれば「預り金」）は学会センター名義の銀行口座で管理されていた。このため、学会センターの破産とともにこの「預け金」は「一般債権」として法的に処理された。そして、学会センターの破産時の財務状態が極めて劣悪であったため、学会の「預け金」を含めた一般債権に対する配当はゼロとなった。被害を受けた各学会は資金不足となり、その活動そのものが大きく停滞した。本稿では、このような未曾有の事態に対する学会側の動きを解説したのち、学会センターが破産に至った原因と問題点について指摘したい。

本稿では、学会センターの元常務理事や専務理事のうち、犯罪的行為のあったと思われる者の名前は匿名とする。また関係する人間が多いため、主な者の肩書きを整理しておく。

W氏：学会センター発足時から1985年までの

専務理事。1994年より常任顧問。

X氏：2003年9月までの常務理事

Y氏：2004年3月までの専務理事

Z氏：2004年3月までの常務理事

寺尾繁美氏：2004年4月からの専務理事（着任は2003年10月）。前岡山大学事務局長。

山口哲男氏：2004年4月からの常務理事

木田 宏氏：元日本学会事務センター会長。元文部省事務次官。

光岡知足氏：元日本学会事務センター理事長。東京大学名誉教授。

なお、学会センターの会長や理事長は無給の非常勤であり、実際に常勤して経営にタッチしていたのは専務理事と常務理事である。

2 学会センター問題の発覚と破産までの道筋

発覚の発端は、2004年7月初旬の「学会センターが学会からの預り金を流用している」との新聞報道にある。この報道を受け、学会センターは7月中旬に東京と大阪で3回にわたり説明会を開催した。そして寺尾繁美専務理事より以下のようない説明があった。

「学会センターの管理運営体制および運営方法の抜本的見直しを行ったところ、大幅な累積赤字が存在すること、またこの赤字の補填に多額の学会預り金を充当していたことが判明した。この赤字の原因は、学会センター財務構造が合理的でないことに加え、学会ユーティリティーセンターへの貸付金の膠着や駒込の本部ビル取得時の長期借入金返済が不適切だったこと

にある。現在、学会預り金総額に対する流動資産が大幅に不足しており、もし学会に対してこれまで以上に預り金からの送金を行うと、学会センターの事業資金が枯渇し破綻してしまう。」

そして、学会センターの再建計画が説明された。それは「業務の外注化」や「事務所規模縮小」および「職員の削減」に基づくものであったが、学会からの参加者の多くを納得させるものではなく、学会側から怒号にも似た抗議が多くあがり、学会センターはこの計画を撤回せざるを得ない状況に追い込まれた。

その後、7月23日付けの理事長名文書が関係学会に送付され、それには「新たに業務提携する会社が見つかった。当面の破綻の危機は去ったので安心してほしい」旨の記載があった。この文書により、多くの学会が一旦は安心した。ところがその後、学会センターは8月6日に東京地方裁判所に民事再生手続きの開始を申し立て、その後東京地裁は8月9日にこの申し立てを棄却し保全管理命令を発令した。これにより、学会センターは法的に破産処理されることになった。8月9日時点で保全管理人として選任されたのは竹村葉子弁護士である。竹村弁護士はその後学会センターの破産管財人となり、その他複数にのぼる常置代理人の弁護士の先生方とともに破産処理にあたられた。

3 破産問題に対処するための学会側の動き

8月17日に破産管財人・竹村弁護士は関係学会向けの説明会を開催した。その席上、学会センターの負債総額は約30億円、このうち根抵当付き債権が4.8億円、リース債権が2.4億円強、労働債権が3.3億円、公租公課が約1千万円であり、一般債権（学会預り金を含む）は19.3億円にのぼることが示された。そして学会センターの資産が大きく不足しているため、一般債権に対する配当はほとんど見込まれないことが説明された。

この集会の最後に、日本地形学連合会計主幹の武田一郎（京都教育大学）が「この問題に対

学会事務センター関連年表

時 期	経 緯
1991~92	・ビル建設費用に1億円の預り金を流用
2003.3.3	・子会社ユーティリティセンター社長の横領が発覚
2003.12.6	・経営会議で経営状態が危機的であることなどが報告
2004.6.25	・理事会で破産寸前であることが報告
2004.7	・「学会センターが学会からの預り金を流用している」との新聞報道
2004.8.6	・東京地裁に民事再生法適用申請をする
2004.8.9	・申し立て棄却。保全管理命令が発令
2004.8.17	・関係学会向けの説明会を開催
2004.9.22	・「日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会準備会」が発足
2004.11.27	・東京で連絡協議会の第1回会合を開催。60学会が参加。後に、連絡協議会とは別個に和解交渉のための組織、「和解交渉委員会」が発足
2004.11.29	・第1回債権者集会を開催
2005.6	・和解交渉の末、233学会が和解に応じる

処するには学会側が相互連絡体制を作らなくてはならない。関係する学会の連絡先を開示してほしい」と要求した。これに対し管財人団は急遽協議し、「日本地形学連合がすべての学会を代表して関係学会連絡先リストを受け取ることを皆さんに了解するなら、この写しを1部だけ日本地形学連合に渡す」と提案した。出席していた学会はこれを了承した。

私の手元にこのリストが到着したのは8月23日である。しかしこのリストでは多くの学会の連絡先が「日本学会事務センター」あるいは「同センター大阪事務所」になっており、このままでは学会間の連絡に使用できるものではなかった。そこで、リストにある学会のホームページをネット上で検索し、連絡先の電子メールアドレスあるいは住所を手分けして検索していく。またこの情報を文部科学省にも提供し、また文科省のもつ情報もこちらにいただくこともできた。これらを基に、8月末には関係学会が相互に情報交換するためのメーリングリストを立ち上げた。

ところで、多くの学会は「法的破産処理の実際」を全く知らない。そこで「破産処理についての勉強会」を開催することにした。幸い、東

京大学の交告尚史先生より破産法をご専門とする田頭章一先生（上智大学）をご紹介いただくことができた。田頭先生はこの勉強会の講師を快くお引き受けくださった。さらには「実務に明るい弁護士の先生からも話を聞くべきだ」とのアドバイスをくださいり、鳥飼総合法律事務所の権田修一弁護士をご紹介くださった。この勉強会は9月22日に東京で開催され、約50の学会が集まった。この席上、被害を受けた学会が合同して行動するための組織を立ち上げることを了承し、この場で「日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会準備会」を立ち上げた。その後、12名のメンバーにより破産被害学会連絡協議会（以下、連絡協議会と称す）の幹事会を組織した。私は連絡協議会の事務局長に就任した。また連絡協議会の設立準備の一方で、このような事件で刑事的責任を追及することに詳しい新平河法律事務所の西山彬弁護士に対し、学会センター元役員に対する刑事告発の検討をお願いした。

11月27日に東京で連絡協議会の第1回会合を開催した。連絡協議会に参加した学会は60学会である。ここに参加した学会はいずれも「学会センター破産の経緯を明らかにすべき」「法的責任を明らかにすべき」「監督官庁に対する働きかけをすべき」という思いを強くしていた。しかし、その後も連絡協議会に参加する学会数はあまり増えず、「被害学会の多くが結集する組織」とはならなかった。

4 債権者集会にて

第1回の債権者集会は2004年11月29日に開催された。その席上、破産管財人らより学会センターの破産に至った経緯が説明された。その要点は以下の通りである。

「破産の直接の原因は、本年6月ごろから多数の学会より多額の返済を要求され、これへの資金不足に陥ったことにある。この資金不足の原因をさぐるために、昭和62年度からの決算書に基づいてキャッシュフローを点検した。平成3年に学会センターが東京・駒込にビルを建築す

るまでは、預り金総額よりも預金等総額が上回っていた。しかし、平成4・5年ごろより預り金に対する不足が生じた。このビル建設には11億円を要したが、これに対する銀行からの借金は10億円にすぎず、ビル建設時にすでに預り金1億円を流用していた。その後、借金に対する元本返済や事務所の引越し代、さらには学会ユーティリティーセンター（注：学会センターの子会社）への貸付などで、現金の流出が続いた。これらそのため、平成4年度末には預り金に対する不足額が7千万円だったものが平成6年度末には2.85億円に膨らみ、その後も不足額が増大していった。この間、営業上はほとんど0で運営されており、大きな営業赤字はなかった。なお、年度によっては営業黒字が出てこれにより債務返済を行えたこともある。最終的に預り金への不足を引き起こしたもののは、ビル建設時の不足額1億円、元本支払いに充てた5.2億円、貸付金2.9億円、大阪事務所開設等に関する投資2.9億円で、合計11.5億円にのぼる。即ち、本来ならば預り金から支出してはいけないと思われる事業・投資に預り金が使用されていたことになる。」

破産時点で学会側の持っていた債権総額は11.65億円である。一方、破産直前の6月21日以降に113学会に対し合計6.5億円が学会センターより返還されている。即ち、学会からの預り金総額は約18億円だったことになるから、その63%もが学会センターの使途に流用されていたことになる。

さて、7月に学会センターが開催した説明会では、学会センターは「預り金を引き上げられてしまうと経営破綻してしまう。なんとか引き上げないでほしい」「学会側でどうしても必要な費用以外は返還しない」と明言していた。しかし、実際には6億円以上もの預り金が学会側に返還されている。なぜこんなことが可能だったのだろうか。この点に関し、破産管財人らの説明は以下のとおりである。

「学会センターでは、毎年5・6月に納入された各学会会員の会費に対し、6・7月に当該

学会に送金するように契約されていたところが多い。また、学会の要望に応じて預り金を送金することが慣習として行われていた事実もある。一方、学会センターの一部職員が財務状況の悪化に気付き、6月下旬より預り金額が多額である学会に対し、預り金の返還を行っていた。ただし、この預り金の返還に対する否認権の行使（注：不当に返却されたものであるとして管財人の組織する破産管理財団に返却させること）は無理と判断した。契約で送金が決められていたり、慣行として行われていたためである。また、これらの行為を『債権者を害する行為』と認定することにも消極的である。」

つまり、学会センターの職員が個人の判断で預り金を返還していったというのである。そして、それを専務理事らは止められなかった。なお、このような返還は学会センター大阪事務所ではほとんど行われていない。大阪事務所の経理担当は、そのような出金を一切認めていなかった。しかし、東京の事務所ではこれがまかり通っていた。東京事務所の資金管理能力が脆弱だったことを物語っている。

では、このような破産を引き起こした最大の責任者は誰なのだろうか。破産管財人らは、破産当時の寺尾専務理事および山口常務理事が着任したときにはすでに学会センターは経営破綻状態にあり、この両名の責任は軽い、と認定した。一方、2003年以前の専務理事・常務理事だったW・X・Y・Zの4名が駒込ビル建設時からの財務状況悪化に対して大きな責任を負っている、と認定した。

またこの債権者集会の席上で、破産管財人より「学会センター元会長の木田宏氏および元理事長の光岡知足氏らは、学会センター破産に伴って支障の生じた学会活動の正常化に寄与するため、金員の拠出を含む和解を学会側に申し出る意向を持っている。本来なら各学会が個別に損害賠償請求できるものであるが、対象となる学会の数が極めて多く、個別訴訟を行った場合はそれがきわめて困難かつリスクの大きなものになると考えられる。このような手間を省くた

め、管財人らからこのような措置をとるべく提案した。この分配については、各理事およびその代理人と学会とが協議して決めるべきものであるが、管財人は裁判所の許可のある範囲で協力する。」との提案がなされた。

5 元理事長らとの和解

元理事長らの申し出に対応するためには、学会側を統一する組織を作らなくてはならない。一方、この時点では被害学会がある程度まとまっていた組織は被害学会連絡協議会しかない。それもわずか60学会程度しか組織されていない状態である。しかし、学会側の窓口となりうる組織が連絡協議会しかない状態であったから、破産管財人の竹村弁護士と連絡協議会の幹事として協議を開始した。一方、いくつかの学会から竹村弁護士宛てに「我々は、連絡協議会のように刑事告訴を検討している組織と行動を共にしたいではない」との申し出があった。そこで「被害学会連絡協議会とは独立した和解交渉のみのための組織」を立ち上げることとし、その組織の名称を「和解交渉委員会」とすることにした。

最終的に木田元会長が2000万円、光岡元理事長が3000万円の金員を提供してくださったほか、寺尾元専務理事、永井元理事、諸井元監事、村上元監事の4名が計850万円を拠出し、総額5850万円の和解金が提供された。したがって、和解交渉委員会はこれらの金員を提供した6名との和解交渉を行うこととした。

2005年5月18日までに231学会より「和解に応じる」との回答を得た。これらの学会の債権総額は10.35億円である。その後6月15日までにあと2つの学会から和解する旨の連絡があり、最終的には233学会が和解に応じた。

和解交渉の段階でもっとも苦労した点がある。それは、学会センター破産直前に預り金の一部返還を受けることのできた学会とそうではない学会との区別をどのようにつけるか、である。幸い、「2004年6月21日以降に送金を受けた学会と送金を受けていない学会とでは配分比率を傾斜して和解金を配分する。その比率は

1：2とする。」との原則を打ち立てる事ができた。最終的には、破産直前に預り金の返還（小額は除く）を受けた学会（65学会）には債権額の2.95%、返還を受けなかった学会（168学会）には債権額の5.90%を配分することとした。そして和解に応じた学会は、前述の6名の元役員との本件破産に関する諸問題は解決したものとし、今後その責任を追及しないこととした。なお、これら和解交渉の過程で、Z元常務理事からも学会との和解をしたい旨の申し入れがあったが、これに対して和解交渉委員会は和解を拒否した。2003年までの元常務理事・専務理事には最も大きい責任があると考えており、元理事長らと同等には考えられないためである。

6 学会センター理事会はなぜ経営破綻に気付くのが遅れたのか

私は学会センターの元副理事長からお話しを伺う機会を得た。また、光岡元理事長らとの和解が成立したことを受け、光岡先生からも内情をお伺いすることができた。

それらの話を総合すると、元専務理事のY氏らは理事会に対して財務諸表をもとに「このとおり、健全に運営されています」という報告ばかりしていた。それも「事務委託件数もこれだけ伸びており、かつ預り金の額もこのとおり増加している」というものばかりだった。しかし、実際には駒込ビル建設のための借金があり、その金利と元本返済に毎年8000万円を支払っていた。ところが、たとえば平成15年度の学会センター予算には、この借入金返済額をゼロで計上している。つまり、借金の存在自体が理事会には伏せられていた。

しかも、学会からの預り金は学会センター名義で管理されているのだから、本来なら預り金総額よりも学会センター名義の預金等の総額が大きくなくてはならない。しかし、このような重要な事実をY氏らは理事会には報告していなかった。このため、多くの理事たちは「学会からの預り金は別の口座等で適切に管理されている」と思い込んでいたらしい。

光岡先生曰く「長期借り入れについて理事会には諮られていなかったと思う」という。元副理事長も「そんな借金があったことはまったく知らなかった」と言う。一方、学会センター寄附行為の第11条に「センターが借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならぬ」とある。しかし、平成17年4月開催の参議院決算委員会の席上で、学会センター破産問題について問われた文部科学省は「センターが寄附行為に反して文部科学大臣の承認手続きを経ることなく長期借り入れを行った」と答弁している。すなわち、ビル建設に伴う借金は理事会にも諮られず、当時の文部大臣の承認手続きも経ずに行われたことがわかる。しかも文部科学省は「この法人は公益法人会計基準にのっとらず、企業会計基準による計算を行ってきた。しかも必要な引き当てを行っていなかった」とも答弁している。当時の専務理事らが、公益法人が行うべき会計処理を行わず、しかも理事会を騙すにも等しい報告を行っていたことがわかる。

7 理事会はいつ経営破綻に気付いたのか

すべてはユーティリティセンター社長の横領の発覚に始まる。2003年3月3日の新聞紙上に「ユーティリティセンターの社長が5700万円を着服した」との記事が出た。この発覚のきっかけは、同年2月にX元常務理事が引き起こした暴行傷害事件だったという。ユーティリティセンター社長・K氏はセンターから借入金の形で金を引き出し、関係者によればこれを愛人に貢いでいたという。

K氏は2003年6月に解雇、またX氏も同年9月に常務理事職から退任している。K氏はその後、行方不明である。これらの事件が引き金になり、学会センターの常勤理事をすべて入れ替える動きが活発化した。同年10月には寺尾氏が着任し、主に寺尾氏の手で学会センターの財務状態について調査された。その後、2004年3月

にY氏とZ氏が専務理事・常務理事を解任され、寺尾氏は2004年4月に専務理事となった。

寺尾氏は2003年12月26日の経営会議で、経営状態が危機的であること、また学会からの預り金に依存した体質であることなどを報告した。また、学会センターが公益法人会計基準にのつとった会計処理ではなく企業会計基準による処理をしていたこと、預り金が相当額流用されており、しかもそれは学会の了解を得ていないものであることを指摘している。学会センターの経営陣はこの時点で経営が危機的であることを完全に認識した。

2004年2月5日と2月23日の経営会議では、寺尾氏は「支払い資金が枯渇し、資金繰りに苦慮している」「2004年度予算では収入が約2億円減の大大幅減になる」「2003年度は営業収支で赤字決算となり、これで4年連続赤字決算である」「学会からの預り金から相当額の流用がある」「財務状況は危機的である」と報告した。これらが理事会に報告されたのは同年3月22日である。さらに同年6月25日の理事会では、学会センターは破産寸前であることが報告された。そして、8月6日には民事再生法適用申請をし、8月9日にはこれが棄却された。この間、7月中ごろには完全に経営に行き詰まり、寺尾氏は光岡先生に「いまでぐ10億の金を用意しなくてはならない。そのために理事会を開催してほしい」と要望をした。どうやら、理事たちに資金を工面してもらおうとしたようである。7月20日には臨時理事会が開催されたが、どの理事もこれに応えることができなかった。

8 元専務理事らに刑事责任はないのか

もし決算書類の粉飾が行われていたなら、これだけで大きな責任を問えるはずである。しかし、破産管財人は「粉飾等は見当たらない」という。破産管財人によると「特別会計の貸借対照表には長期借入金の金額がきちんと記載されており、その数字に誤りはない」という。つまり、予算・決算に長期借入金に対する返済金額が計上されていなくても、貸借対照表上ではき

ちんと計算された金額が記載されていた、ということである。しかし、一般的な非常勤理事たちも監事もこれに気付くことはなかった。それを良いことに、元専務理事らは理事会に対して「健全に運営されている」と言い張っていたわけである。

学会からの預り金は、本来は各学会の資産である。それを管理できず、なおかつ自らの目的のために流用したのだから、この責任を追及できないのであろうか。破産管財人の竹村弁護士らは、破産処理の当初から警視庁と相当の協議を行っていた。しかし警視庁は「刑事案件としての立件は不可能」との結論に達したことである。

その理由を西山弁護士に解説していただいた。立件が不可能となる最大の問題は「時効の壁」である。本件破産の場合、平成3~4年の時点から預り金を流用している。駒込のビル建設の費用に1億円の預り金を流用しているのがこれにあたる。その後、この借入金返済のため、各年度の経常利益で返済不能だった場合には預り金をどんどん流用した。そもそも返済計画が杜撰であり、そんな状態では早晚返却不能になり学会センターの存亡に関わることになる。このような計画を専務理事らが立てたとしたら、それは彼らの任務に違背している「背任罪」に相当する可能性がある。しかし本件の場合、背任罪を問うたとしても公訴時効が成立してしまう。背任罪の時効は5年である。一方、預り金流用に着手したのは平成3~4年であり、そこでの杜撰な返済計画がその後に流用を続けざるをえない状態を作ったのだから、犯罪の着手時点は平成3~4年である。したがって、平成8~9年にはすでに時効が成立してしまうのである。被害学会連絡協議会は元専務理事らを背任罪等で告訴することを考えていたのであるが、これを断念せざるを得なかった。

9 学会センターの体質

光岡先生ら複数の元理事らは「諸悪の根源はWである」という。かつての専務理事だったW氏が実権を握っており、元専務理事のY氏はW

氏の言いなりだったという。駒込のビル建設を実際に計画したのもW氏だという。そして、Y氏は重要な判断をするときにはいつもW氏にお伺いを立てていたという。すなわち、前述した理事会を謀るような会計処理もW氏とY氏のラインで企てられた疑いが大きいのである。

一方、経営破綻がほぼ確実になった2003年末でも、学会センターは無駄とも思える支出を重ねている。同年12月、大阪事務所は「もっと家賃の安いところに移る」として移転した。ところがこのとき、机や棚などの什器をすべて買い替えた。大阪事務所副所長の独断で行われたことであり、周囲の職員には「こんなときでないと買い替えられないから」という説明だった。またこの年、東京でも本郷に新たな事務所を開設した。この内部の造作はかなり豪華で、かなりの資金を要した。これを計画したのは学会センターでも幹部級だったA氏とB氏である。これを知ったY氏はB氏に対し「こんなことをやったらX常務理事は反対するだろう」と忠言した。するとB氏は「Xのセクハラのことをつかんでいるから黙らせる」と言っていたという。

学会センターでは、その経営の最高責任を負うべき理事長が非常勤であり、しかも経営の知識に長けた者ではなかった。経営の実権は有給の専務理事や常務理事が握り、これがやりたい放題のことをやっていた。さらには重要なことを理事会に諮ることなく実施していた。さらにはチェック機能が働くはず、監事も監督官庁である文部科学省も見抜けずにいた。

大阪事務所にいた元職員によると、元常務理事のX氏は「預り金の流用は文部省も認めている。ビル建設についても文部省にはお伺いを立てた。やましいことはない」と明言していた。その一方で、X氏は「あるときから経理処理方法が変わり、文部省から（流用は）ダメといわれた」と言っている。ところが国会答弁で文部科学省は「文部大臣の承認を経ずに借金をした」と答弁している。文部省が「大臣の承認を経ずに借金することを認めた」とはとても思えない。まさか文部省の担当官がX氏らとグルに

なっていたとでもいうのであろうか。それとも、担当官の言いぶりをX氏らが都合よく解釈していたのであろうか。

10 学会センター破産の教訓

学会センターは学会預り金を湯水のように流用していく。一方、学会センターが各学会会員に送付していた振込み用紙の振込先は学会センター名義の銀行預金口座であった。そして、預り金が学会センター名義の口座で管理されていた以上、表向きの保有者は学会センターである。学会センター名義の金なのだから、学会センターの事業にこの一部を充ててもただちに犯罪行為とはならない。各学会が預け金を一斉に引き上げたとしてもそれに応えられるだけの流动資産をもっていればよいかである。ただし、その前提が崩れた時点で、学会の資産に対する善管注意義務に違背する行為になる。元専務理事らからすれば「なんとか学会に返せれば、当面は預り金を流用していても問題ない」との判断で流用を続け、ついにはにっちもさっちもいかなくなってしまったようである。

学会センター名義の口座で管理されていた金であるがゆえに、破産によりこの金は法律に従って破産処理せざるを得なくなった。だから、学会預け金は「一般債権」として処理されたのである。後に数名の弁護士や公認会計士の先生方に伺ったところ、この場合、学会側が預け金を「信託する」手続きをとっていれば問題なかったはずとのことである。

公益法人が公益法人である限り、他人の金を預かるようなことは避けては通れないことであろう。その場合、その金を他人名義の口座で管理するか信託の手続きをとるかしておかないと本件破産と同様の悲劇は繰り返される可能性がある。経営に逼迫してきた場合、だれしも目の前に現金があればそれを流用する誘惑には勝てないだろうからである。一般企業であれ公益法人であれ、一般の人々の金を預かった場合、それを強制的に信託させるようなシステムが必要なように私は思う。そのためにはどのような体

「日本学会事務センターの破産」の教訓

一昨年起こった日本学会事務センターの破産、しかも約300の債権者たる学会の預け金が大部分回収不能となったこの事件は、多くの関係者にとって衝撃的な事件であった。被害学会連絡協議会の事務局長としてその対策の渦中にあられた倉茂先生の詳細な顛末報告は、私たちに実に多くの教訓を投げかけているものと思う。

第1に10億円もの長期借り入れが理事会で付議された様子がない、そもそも会館建設の必要性やその資金計画、返済計画が討議されていないのか、さらに営利子会社への貸付も機関決定を経ていないのではないか、本来なら公益法人の指導監督基準で営利子会社への出資は禁じられているのではないか、学会への返還債務額を含め債務超過になっている状態を誰も何故長期間気がつかなかったのか、正に理事や監事に期待される機能が全く働いていない、すなわちガバナンス不在の恐ろしさを雄弁に物語る。

第2に国民から見て公益性を担保するラストリゾートたる指導監督権限を持っている主務官庁が、何故毎年会計報告書を提出させながら見破れなかつたのか。一体監督責任をどう考えているのか、そんな疑問がよぎる。

第3に、歴史には禁物であるが、もしこの預

制を構築することが必要なのか私には知る由もないが、公益法人にはぜひ研究していただきたい。

11 おわりに

学会センターに事務委託していた学会の多くは、会員数が数百名から千数百名程度の規模のものである。いわゆる「中小の学会」に相当する。会員数が数千名に達するような大学会の場合、事務をどこかに委託などせずに自前で賄うことができるからである。

学会とは、分野を等しくする研究者や技術者が集まり、その学術上の成果を公表するための活動を行うところである。このため、最新の研究成果を互いに発表して議論するための「学術大会」を開催したり、論文等を掲載して世に知らしめるための「学術雑誌」を発行したりする。

預け金が約300学会それぞれを委託者兼受益者、学会センターを受託者とする個別の「信託」契約として構成されていたら、各信託に残る財産には、他の債権者は何の権利もなく（信託財産の独立性）、受託者破産時にその金額がそっくり各受益者に返還されることが可能だった。

もちろん、その信託財産を受託者が信託目的外（自己の運転資金など）に流用していたら、返還する金額がなく同じ結果になっていたとも考えられるが、少なくとも信託法で認められている受益者の各種の請求権などを行使することができ、預け金の返還とは異なる視点での返還交渉が可能であったのではないか。また、そもそも信託財産であるという認識が契約上明確ならば、単なる消費寄託としての預け金よりは他への流用を抑止する力が強かったのではないだろうか。

今回の公益法人改革により、新法では理事や監事が第三者や法人に与えた損害の賠償責任が明確化される。およそ公益法人の役員たる者はそのことを一層自戒しなくてはならないだろう。

また、信託法も近く抜本改正が予定され、信託業法もこれに合わせて改正されることとなり、より信託制度が社会一般に利用されやすい環境が整備される。そうなれば、このような性格の預け金には信託法理がどんどん使われることになるのではないかと期待したい。

（助公益法人協会理事長・太田達男）

そして、学問が先鋭化し特化していくに伴い、従来の学問の枠組みでは対処しにくくなり、さらに自由な議論や切磋琢磨を目指して新しい学会が作られてゆく。中小の学会が多く存在するのは、まさに先鋭化した研究がわが国で行われていることの証左である。今回の学会センターの破産は、そのような中小学会を直撃した。最先端の学問の発展に大きな影響を与えた事件だったことをぜひとも認識していただきたい。

学会センターを利用していた学会は、どこもかなり大きな経済的損害を被った。それと同時に、このような危機管理を考えた学会運営とはいかなるものであるべきか、それぞれが学んだと思う。「お金を含めて事務を丸投げする」などという恐ろしいことを行うことに対し、きっと日本の学会は慎重になることと思う。